

○富津市創生会議設置要綱

平成27年4月28日

告示第71号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき市が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理において、市長が住民等に意見又は助言を求めるため、富津市創生会議（以下「会議」という。）を設置する。

（一部改正〔平成28年告示27号〕）

(意見等を求める事項)

第2条 市長が会議において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市におけるまち・ひと・しごとに関する現状と課題
- (2) 市におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- (3) 市におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市が講ずべき施策に関する基本的方向
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の現状と将来に識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

（一部改正〔平成28年告示27号〕）

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(一部改正〔令和4年告示197号〕)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日告示第27号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月14日告示第197号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。